平成２８年（フ）第９５７号
京都市左京区下鴨森本町21番地　社会福祉法人京都府社会福祉事業団　視力障害者福祉センター内、住民票上の住所京都市西京区山田北ノ町30番地の６
債務者　人長みゆき
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５９号
京都府長岡京市馬場井料田11番地４
債務者　粂川　康史
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６９号
京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町48番地　ラフィーネ202
債務者　内田　康介
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
大阪府柏原市太平寺２丁目３番27―507号　バンブー離宮、前住所大阪府柏原市法善寺２丁目15番32号
債務者　芳地　　勉
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
大阪府松原市一津屋３－４－４－403、住民票上の住所大阪府松原市阿保４丁目15番24号
債務者　真田　憲一
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
堺市西区浜寺石津町西４丁19番５―502号
債務者　松尾　大地
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
堺市西区浜寺石津町西４丁19番５―502号
債務者　松尾裕美子
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７８号
大阪府羽曳野市西浦１丁目５番３号
債務者　井上　和美
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３５号
堺市中区深井沢町3190番地　メゾンツインウィン２番館３Ｃ、前住所堺市西区鳳北町１丁25番地６
債務者　岡村　聖也
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４７号
大阪府柏原市安堂町14番32号
債務者　山田　**徳**次
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７５９号
堺市西区草部131番地14
債務者　奥田　源三
１　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
山口県下松市大字末武上319番地４
債務者　最上ゆりか
１　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３６８号
熊本市西区島崎２丁目33番５号
債務者　井田　真里
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７５号
熊本市中央区国府２丁目14番38―101号
債務者　西　ミヨ子
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元2720番地45
債務者　村田　政通
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
北海道室蘭市絵鞆町２丁目９番７―401号
債務者　澤田奈織美
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
盛岡市茶畑１丁目３番21号　グランドール茶畑７号、前住所盛岡市前九年１丁目10番22号　フリーダム盛岡、前々住所　東京都足立区綾瀬３丁目17番18―204号
債務者　佐々木良二
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２５２号
愛知県江南市宮後町砂場北55番地
債務者　伊勢　政幸
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部